

国民健康保険

○国民健康保険とは

国民健康保険は、自営業、農林水産従事者、退職した人など、他の健康保険制度に入っていない人を対象とした公的保険制度です。

職場の健康保険に入っている人や、生活保護を受けている人以外は、必ず加入しなければなりません。

加入していないと、かかった医療費の全額を支払うことになります。

職場の健康保険をやめたときには、すぐに国民健康保険の加入手続きをします。

全国健康保険協会や健康保険組合、各種共済組合などの職場の健康保険に加入していた人が、退職した場合、任意継続制度もあります。詳しいことは職場におたずねください。

（国民健康保険に加入すると）

(1) 医者にかかったとき、自己負担が原則 30%になります。(保険適用外の部屋代などは自費で支払います)。

(2) 加入者が子どもを産んだとき、出産育児一時金の支給があります。

(3) 加入者が死亡し、葬祭を行ったとき、葬祭費の支給があります。

その他、いろいろな給付があります。

（加入するには）

住民登録をしていて、入管法により決定した在留期間が3ヶ月を超える人が加入できます。在留期間が3ヶ月以下の人でも、入国目的などを考慮して、3ヶ月を超えて在留すると認められる人は加入できます。

ただし、「特定活動」の在留資格で入国・在留する人のうち、医療を受ける活動などを目的とする場合や観光・保養を目的とする場合は、国民健康保険の適用はありません。

(1) 転入の届出後に、市役所の国民健康保険課または各支所・サービスセンター・アクタ西宮ステーション（土日祝を除く）で手続きをします。

(2) 必要なもの

在留カード等（有効とみなされる外国人登録証明書を含む）

在留期間が3ヶ月以下の方は、今後3ヶ月を超えて滞在することを証明できるもの（在学証明書、研修計画書など）

職場の健康保険をやめた時は、健康保険の資格喪失証明書
パスポート

マイナンバー（個人番号）のわかるもの

（代理人の場合）

委任状等代理権の確認できるもの

代理人の本人確認ができるもの（免許証やパスポート等）

（加入者に交付するもの）

（1）国民健康保険証

診療を受けるときは必ず国民健康保険証、保険証利用登録をしたマイナンバーカード、資格確認書のいずれかを持参し、病院、医院の窓口に提示しましょう。

（2）資格確認書

令和6年12月2日以降に加入すると、加入者の方がマイナンバーカードに保険証利用登録をしていない場合は国民健康保険証の代わりに資格確認書が交付されます。

診療を受けるときは資格確認書を持参し、病院、医院の窓口に提示しましょう。

（3）資格情報のお知らせ

令和6年12月2日以降に加入すると、加入者の方がマイナンバーカードに保険証利用登録をしている場合は資格情報のお知らせが交付されます。

診療を受けるときはマイナンバーカード、資格情報のお知らせを持参し、病院、医院の窓口に提示しましよ

う。

なお、職場の健康保険に加入したり、転出するときは国民健康の脱退手続きを行ってください。

○保険料について

年間保険料は、国民健康保険に加入している人の所得、人数、世帯により算定した額で、世帯ごとに算定されます。

40 歳以上 65 歳未満の人には、介護納付金分を加算した額を算定します。

年間保険料の支払いは、6 月から翌年 3 月までの 10 回払いです。

国民健康保険課から納付書が送られてくるので、指定日までに銀行・郵便局やコンビニ、スマートフォン決済などで支払います。手続きをすれば、口座からの自動振替もできます。

国民健康保険への加入の際には住民となった月(入国した月ではありません)からの保険料が徴収されます。また職場の健康保険から国民健康保険に加入する場合には、職場の健康保険を離脱した月からの保険料が徴収されます。

災害、失業、倒産などで保険料を納めることにお困りの場合は、減免できる場合があります。

保険料を滞納すると、延滞金が加算され、財産調査の結果、滞納処分(差押)の対象となる場合があります。

また、診察費がいったん全額自己負担となったり、給付を差し止められたりすることがあります。

保険料の納付が困難な場合は、早急にご相談ください。

○届け出が必要なとき

次のような場合は、14 日以内に届出をしてください。

(1)住所変更(西宮市内で引っ越した場合)、世帯主が変わったとき

国民健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせの差し替えが必要です。持参してください。

(2)転入

西宮市へ転入した場合は、転入の届出後に国民健康保険の加入手続きを行ってください。

(3)転出

西宮市から転出される(出国される場合も含む)場合は、転出の届出後に、国民健康保険の脱退手続きをします。国民健康保険証をお持ちの場合は返却してください。

(4)職場の健康保険を脱退したとき

職場の健康保険の資格喪失証明書が必要です。資格喪失証明書は、職場、年金事務所、健康保険組合で発行されます。

(5)子どもが生まれたとき

(6)死亡したとき

(7)保険証、資格確認書、資格情報のお知らせをなくしたり、汚したりしたときなど

(8)職場の健康保険に加入したとき

職場の健康保険に加入したときは、脱退する人全員分の新しく加入した職場の健康保険の保険証もしくは資格取得証明書が必要です。

職場の保険に加入するか、転出するときなどを除き、国民健康保険に加入した人は任意で脱退することはできません。

年度途中で国民健康保険を脱退した場合、保険料は再計算され、脱退後でも精算分を支払わなくてはなりません。

保険料は、最初の納期の翌日から起算して2年を経過すると変更することができなくなります。このため、脱退の届出が遅れると、他の保険に加入している期間であっても賦課が確定した保険料を支払わなければならない場合があります。

届出にはマイナンバー（個人番号）がわかるものと本人確認できるもの（代理人の場合は委任状や代理人の本人確認できるもの）が必要です。届出の種類により必要な書類が異なるので、注意しましょう。

※ いずれの手続きも、市役所国民健康保険課または各支所・サービスセンター・アクタ西宮ステーションで平日のみ可能です。

※

○国民健康保険に加入できない人

- (1) 住民登録をしていない人
- (2) 在留資格のない人
- (3) 短期滞在の人
- (4) 別の健康保険に加入している人
- (5) 生活保護を受けている人など

○特定健康診査と特定保健指導

（特定健康診査）

対象は、実施年度4月1日の国保加入者のうち、実施年度に40歳以上75歳未満で、健診受診日まで継続して加入している人です。（但し、介護保険施設入所中等、厚生労働大臣が定める人は除く。）

料金は無料で、対象となる人には受診券が送付されます。（前年度からの特定保健指導中である場合は、終了後に受診券が送付されます。）

年度の途中で加入・脱退された場合は対象となりません。希望により特定健診と同じ内容の基本健診が受けられます。

また、人間ドックの受診費用助成も行っています（助成条件あり）。

健診（人間ドックを含む）を受けられる場所等は、受診券に同封されている案内文をご確認ください。

（特定保健指導）

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により、生活習慣病の予防効果が強く期待できる人に対して、専門スタッフ（医師、保健師、管理栄養士等）が生活習慣を見直すサポートをします。

問い合わせ先	保険給付について	西宮市役所国民健康保険課	0798-35-3120
	加入・脱退について	西宮市役所国民健康保険課	0798-35-3117
	特定健康診査について	西宮市役所国民健康保険課	0798-35-3115
	保険料の支払いについて	西宮市役所国保収納課	0798-35-3091

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。